

# 伊佐湧水消防組合特定事業主行動計画

平成 30 年 4 月 1 日  
伊佐湧水消防組合  
消防長 前田健二

## 【目 的】

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）が制定され、国及び地方公共団体並びに事業主の責務が定められました。

国の定める、基本原則及び基本方針を勘案し、地方公共団体（特定事業主）において、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会情勢の変化に対応できる、豊かで活力ある社会を実現することを目指すこととされました。

消防の分野において、女性職員の占める割合は消防業務の特殊性により低い状況であり、他の分野に比べて大きく遅れているのが現状です。

このような状況を打開するため、法第 15 条に基づき、伊佐湧水消防組合（以下「本消防組合」）における特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）を策定し、女性の活躍を推進することで、公助を担う消防において、消防防災体制の向上に寄与し、更なる住民サービスの向上と消防組織の規模に応じた、女性採用に向け取組むものです。

### 1 計画期間

本計画期間は平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 年間とします。

### 2 女性職員の活躍推進に向けた体制整備等

本消防組合では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を効果的に推進するため消防本部総務課を中心とし、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組みの実施状況・数値目標の達成状況の点検及び評価の結果等を踏まえて、その後の対策実施及び計画の見直しに反映させます。

### 3 女性職員の活躍推進に向けた具体的な取組

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、本消防組合において、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行い、女性職員の活躍を推進するため、次の目標を設定します。

なお、現在まで女性職員採用の実績がないことから、推測される女性職員の職業生活における活躍に関する状況、改善すべき事情等について、最も大きな課題と考慮されるものから順に掲げました。

#### (1) 採用試験案内について

ア 平成34年度までに、女性職員採用予定であることを明確にし、広報紙、ホームページ等を活用して幅広く公募します。

#### (2) 採用について

ア 国の示す女性職員の採用数値目標は、全国の比率を10年後までに5%に引き上げることを共通目標としております。

イ 女性職員のいない消防本部は、本計画により必ず1人以上の採用を図り、可能な限り速やかに複数人を確保することとされています。

ウ 採用に当たっては、本計画により女性が優先されるものではなく、男性、女性の隔てなく公正な競争試験により採用されるものとします。

#### (3) 女性職員に対する環境・施設等の整備について

ア 本消防組合において、消防職員として採用となった時は、その勤務体系に男女の区分はなく、原則交替勤務であり24時間拘束となります。

また消防組織は階級制であることから、昇任試験及び異動等についても適材適所を原則とした、女性職員の職域の拡大を公正に行うものとします。

イ 伊佐湧水消防組合職員定数条例第2条に定められた、消防職員定数は95人であることから、この定数内での採用となると妊娠、出産及び育児等の事情が発生した場合、直接

的な人員減となり、現場警防力に大きな支障をきたすこととなることから、職員定数条例の見直し等の方策を検討します。

ウ 一定の隊員数での部隊活動を行うため、現場活動従事者に長期の休暇や休業を取得する職員が生じた際に、必ず1名を代替として補充しなければ部隊活動に支障を来すという消防業務の特殊性を有することから、仕事と家庭の両立支援及び消防職務を継続していくための支援を図るとともに、男性職員の女性職員へ対する理解及び意識改革に取り組みます。

エ 女性職員の活躍の場を広げるために、消防本部及び署において女性専用の区画（休憩所・浴室・仮眠室）等の施設整備を計画的に推進します。

オ 女性職員の要望に応じて、女性用の被服及び装備品の導入を進めます。

#### 4 女性消防職員の採用を踏まえた構成市町との連携

構成市町（伊佐市・湧水町）の消防事務を担う一部事務組合であることから、本計画期間における、具体的な女性採用人員、定数条例及び施設整備等に関する協議を行いながら、積極的に女性職員の採用を図り、より一層女性の活躍推進に努めます。

#### 「結び」

私たちは、「消防」という特殊な業務の中で、地域住民の安全確保はもちろん、日々変化する住民のニーズに的確に対応する必要があります。

限られた人数で、本計画の実行は容易ではありませんが、女性の活躍推進は時代の要請であることを認識し、全職員が積極的に本計画の目標達成に向け取組んで参ります。